



日本コンピュータ外科学会誌 確認書

日本コンピュータ外科学会
編集委員会 殿

1. 著作権譲渡について

以下に記載する論文が「日本コンピュータ外科学会誌」に掲載された場合は、著作権法第 27 条(翻訳権、翻案権等)および著作権法第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利も含めて、著作権の全部を日本コンピュータ外科学会に無償で譲渡いたします。ただし、上記第 28 条の規定に基づき、著作者自身による本論文の利用に関する権利は留保いたします。

2. 二重投稿について

以下に記載する論文は、他の学術刊行物に未発表です*。

*過去(今年度大会を含む)の本学会大会において発表し大会特集号に抄録として掲載された内容をフルペーパー化し、本誌に投稿することは、多重投稿とみなしません。

論文題目: _____

著作者名: _____ (著作者が複数の場合には代表者)

署名: _____ 確認年月日: _____年____月____日

著作権の譲渡に関して

日本コンピュータ外科学会(以下、本会という)が、編集発行する「日本コンピュータ外科学会誌」の著作権のうち、複製権、翻案権および翻訳権は原則として本会に帰属します。従って、本会が専有する著作権に抵触する場合は本会の許諾を必要とします。ただし、著作者が著作物の全文、または一部を複製・翻案・翻訳する場合は、本会は異議申し立ては致しません。なお、著作者自身でも、出版された著作物全文を複製の形でそのまま著作物に利用する場合は、事前に本会に文書でご連絡ください。

複製権: 著作物を原型のままに模して再製する権利

翻案権: 著作物の趣向を変えて作り直す権利

翻訳権: 著作物を外国語に翻訳・出版する権利